

資料編

茂原市総合計画審議会条例

昭和47年10月2日茂原市条例第124号
改正 令和元年6月28日条例第1号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茂原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員は必要の都度委嘱し、当該諮問にかかる事項について調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては市長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茂原市開発委員会条例(昭和47年茂原市条例第12号)は廃止する。

附 則(令和元年6月28日茂原市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

茂原市総合計画審議会委員名簿

令和2年10月30日時点

所属	氏名	役職等	備考
1号委員（学識経験者） 5名			
国立大学法人 千葉大学	関谷 昇	教授	
城西国際大学	児玉 庸夫	教授	
茂原市社会福祉協議会	鬼島 義昭	会長	
茂原市農業委員会	石井 利明	会長	
茂原市長生郡医師会	鈴木 秋彦	会長	
2号委員（関係機関及び団体の推薦する者） 12名			
長生農業協同組合	麻生 斎	専務理事	
茂原市都市計画審議会	高貫 博樹	委員	
茂原市民生委員児童委員協議会	田中 保藏	会長	
茂原市PTA連合会	中瀬古 正彦	会長	
茂原市社会教育委員	中田 文昭	委員長	
連合千葉外房地域協議会長生茂原地区連絡会	中村 和嗣	事務局長	
茂原市自治会長連合会	西條 博光	会長	
茂原商工会議所	飛留間 和紀	青年部会長	
茂原市小中学校長会	松村 暁雄	副会長	
大多喜ガス株式会社	緑川 昭夫	代表取締役社長	
千葉銀行茂原支店	吉田 克己	支店長	
茂原青年会議所	渡邊 公治	2020年度理事長	
3号委員（公募による市民） 3名			
	磯野 智由		
	大塚 節子		
	横堀 明子		

諮問

茂企画第73号

令和元年10月25日

茂原市総合計画審議会

会長 関谷 昇 様

茂原市長 田中 豊彦

茂原市総合計画について（諮問）

茂原市総合計画審議会条例第2条の規定により、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項 基本構想について

- ・まちづくりの基本理念について
- ・本市が目指すべき将来都市像について

基本計画について

答申

令和2年10月30日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市総合計画審議会

会長 関 谷 昇

茂原市総合計画について（答申）

令和元年10月25日付茂企画第73号をもって諮問のありました茂原市総合計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、令和元年10月25日に茂原市総合計画についての諮問を受けて以来、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、茂原市総合計画は、令和の時代における市政運営の指針として、妥当適切なものと認めます。

なお、本審議会の審議過程における主な意見は下記のとおりですが、本審議会の意見や計画の策定過程において実施された市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントなどで聴取した市民の意見について十分に配慮し、茂原市総合計画の実現に努められるよう要望します。

記

■基本構想に関する事項

基本方向

- ・頻発する自然災害への対応は喫緊の課題であり、市民の生命を守り、安心して暮らせるまちづくりに努められたい。
- ・持続可能なまちづくりには、それを支える人材の育成が不可欠である。これからの時代を担う子どもたちのため、育てやすい環境づくりと、社会の形成に資する能力の育成に努められたい。
- ・人は地域コミュニティをはじめとする、様々な分野の共同体（コミュニティ）に所属している。コミュニティは市民生活や経済活動において基礎となるものであり、これを立体的に捉え、その密度を高めることによってまちづくりの力を引き出すことに努められたい。
- ・人口減少の進行に伴い、まちづくりに使える人や金などの資源は今後減少していくことが見込まれている。これまでまちづくりに参加してこなかった市民や企業などの意識を変え、知恵を出し合える体制づくりを検討されたい。
- ・歴史や文化、自然など、茂原が持っている良さを積極的に発信するとともに、それらを活用し地域活性化に努められたい。

将来都市像

- ・今後、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市内、市外の地域資源を活かし、地域、分野、世代を越えた様々な主体がつながることで生まれる力が必要である。市全体がまちづくりの力を生み出す場「交流拠点」となるビジョンを市民が共有できるように努められたい。

基本政策

- ・政策分野の名称のみを示すのではなく、各分野における目指す方向を明らかにし、市民に分かりやすく示すように要望する。

■基本計画に関する事項

全体

- ・まちづくりの重点課題の整理に用いた市民生活に沿った視点は、基本計画にも取り入れて、行政においては分野横断的な取り組みを、市民の側からは自助・共助の動きを、それぞれ誘うような工夫を検討されたい。
- ・まちづくりを我が事として捉えることができるように、各分野の施策が市民生活にどのように関わっていくのかを、分かりやすく示すように努められたい。
- ・計画の進捗評価に用いる成果指標の設定にあたっては、定量的で、誰もが理解できるものとなるように努められたい。また、評価の客観性を確保するため、外部評価制度の導入を要望する。

教育文化

○生涯学習

- ・図書館については、学校図書館との連携強化に努められたい。また、利用者によるコミュニティが生まれる開かれたものとなるよう、施設整備についても検討されたい。

○学校教育

- ・子どものうちからまちづくりに関わる機会を与え、地域社会の一員として必要な能力の育成に努められたい。
- ・子どもの教育については、学校の教職員だけに頼るのではなく、地域の人材を活用し、地域全体で支える体制の構築に努められたい。

○スポーツ・レクリエーション

- ・「市民ひとり1スポーツ」の理念普及に努め、老若男女を問わずスポーツを楽しむ機会を創出するため、組織横断的な取り組みに努められたい。

○文化芸術

- ・文化活動の拠点となる施設の整備を要望する。

健康福祉

○子育て支援

- ・少子化、晩婚化、核家族化といった社会要因や、経済要因で複雑化した、子育て世帯が抱える課題を十分に把握し、必要な支援が行き届くように努められたい。
- ・子育て支援と高齢者福祉など、異なる施策分野で連動し、相乗効果が得られるような取り組みを検討されたい。

○保健医療

- ・心身ともに健康で豊かな生活実現のため、受診しやすい検診制度の整備に努められたい。

産業振興

○農林業

- ・農業の担い手育成や農産物のブランド化などの施策については、関連団体と緊密な連携を図りながら、戦略的に取り組むことに努められたい。
- ・市内の農業を持続していくため、新規就農者や兼業農家への支援など、農業経営者の裾野を広げる取り組みを検討されたい。

○商工業・中小企業

- ・中心市街地の活性化については、商業核が移動している現状を踏まえて、見直しを検討する際は抜本的に取り組まれるよう要望する。

○シティプロモーション

- ・歴史や文化をはじめとする地域資源を活用し、受け取り手の共感を呼ぶストーリーの作成と、時宜を得た情報発信に努められたい。

安全安心

○消防・防災

- ・災害発生時に自らの身を守る自助には、事前の備えと正確な情報が必要であるため、災害関連情報の周知に努められたい。
- ・消防団や自主防災組織など、市民にとって最も身近な共助の取り組みについては一層の支援に努められたい。
- ・災害発生をなくすことは困難であるため、被害を最小限に抑えて速やかに復興する方策について検討されたい。

○道路

- ・負担に見合った行政サービスの提供を受けていると市民が実感できるように、身近な生活道路の整備とその進捗状況の周知に努められたい。

○消費生活

- ・生活様式の変化、情報化の進展、感染症のまん延など、消費者を取り巻く環境の大きな変化に対応できるように、相談体制と情報提供体制の拡充に努められたい。

都市環境

○土地利用

- ・茂原市が持つ魅力を活かしつつ、目指していく都市環境の基本的な考え方を設定すべきである。実現に向けては、周辺地域とのつながりを考慮した広域的な視点で、かつ長期的な見通しを持って進められたい。

○市街地整備

- ・商業核の移転に伴い、中心市街地のあり方も変化していることから、整備方針について改めて検討されたい。

○総合交通体系

- ・人口減少により地域公共交通の維持が困難になる一方で、高齢化の進展によりその重要性は増していることから、地域公共交通網の最適化に努められたい。

○公園・緑地

- ・公園や緑地の持つ多面的な機能を考慮し、景観計画など関連する計画とも整合を図りながら、整備、保全に努められたい。

○環境保全

- ・ごみ処理経費の削減と環境負荷の低減を目指し、ごみの減量化やリサイクルに関する取り組みの推進に努められたい。

協働推進

○協働のまちづくり

- ・幅広い世代の市民に必要な情報を届けられるよう、ICTの活用を含めた情報伝達体制の構築に努められたい。
- ・自治会活動をはじめとしたコミュニティ活動を活性化するためには、これまで中心的役割を担ってこなかった、女性や若者などの意見を取り入れ、積極的な参加を促す必要がある。
- ・世代、分野、地域などが異なる人たちが交流し、まちづくりに関するイノベーションを生み出すことができるような場の構築について検討されたい。

○人権・男女共同参画

- ・性別、年齢、国籍などが異なる、多様な市民が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分発揮できる環境を整えることが必要である。

○適切な行財政運営

- ・職員の能力向上を図る際には、業務遂行能力だけでなく、柔軟な発想や幅広い視野を養うことで、組織全体の活性化に資するように努められたい。
- ・共感を呼ぶことができる、まちづくりの取り組みを考案してPRするとともに、ふるさと納税制度などを活用し、税以外の財源確保に努められたい。

○行政改革と情報化

- ・限られたまちづくりの資源を有効に活用するため、民間と行政が力を合わせて公共サービスを提供する体制の推進に努められたい。
- ・都市機能の共有、分担などについて研究し、近隣市町村との連携強化を検討されたい。また、広域的

な視点で茂原市の役割を再認識する必要がある。

総合戦略

○全般

- ・全国の市町村が同じ目標に向かって取り組むことから、茂原市ならではの施策を検討されたい。
- ・基本目標に沿った施策群を結び付ける、有機的な戦略を立てることが重要である。
- ・組織の枠を越え、市全体が一丸となって人口減少対策に取り組むよう、市長及び議会が主導的な役割を果たすことを要望する。

○基本目標 1 産業が力強く成長するまち

- ・企業立地の促進と市内企業の産業競争力強化を図るため、企業が必要とする情報の収集・整理・公開に努められたい。
- ・ヨウ素をはじめとした茂原市ならではの地域資源を活かし、他市町村の先駆けとなるような取り組みを検討されたい。

○基本目標 2 結婚・出産・子育てを応援するまち

- ・子育て支援や教育に力を入れ、多面的・総合的な支援により、若い世代が長く住み続けたいと思えるまちづくりに努められたい。

○基本目標 3 活力とにぎわいにあふれるまち

- ・まちの魅力発信にあたっては、市外だけではなく、市民向けの PR にも努められたい。また、関係する企業とのタイアップなども検討されたい。

○基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまち

- ・車の所有の有無に関わらず快適に生活できる、交通環境の整備に努められたい。
- ・災害に強いまちづくりを進める上で、自立分散型電源の導入推進について検討されたい。

○横断的な目標 地域力が暮らしを支えるまち

- ・女性や高齢者、子どもたちなど、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できるような社会づくりが重要である。
- ・まちづくりに活かせる資源を引き出し、育み、つなぐことを念頭に、まちづくりに対する計画的な参加環境の整備及び参加手段の多様化・拡大とともに、市民との情報共有に努められたい。
- ・持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する SDGs の理念に沿った取り組みの推進に努められたい。
- ・政府が主導している行政手続のデジタル化について、市としても取り組みを検討されたい。

茂原市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 茂原市総合計画の案（以下「計画案」という。）を策定するため、茂原市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても議長が会議の運営上必要であると認めるときは、策定会議に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 策定会議に議長を置き、議長は副市長とする。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 策定会議は、必要に応じて議長が招集する。

(幹事会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても幹事会議長が会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 幹事会に議長を置き、企画財政部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会議長に事故あるときは、幹事会議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事会議長が招集する。

(部会)

第4条 計画案の特定部門を調査研究するため、幹事会に別表第3に掲げる部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事会の構成員及び幹事会議長があらかじめ指定した職にある者をもって充てる。ただし、構成員以外の者であっても部会長が会議の運営上必要であると認めるときは、部会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 各部会に部会長を置き、各部会長は、幹事会議長があらかじめ指名した者とする。
- 4 部会は必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第5条 策定会議の事務局は、企画財政部企画政策課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、策定会議議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

(略)

別表第1（策定会議）

副市長	総務部長	経済環境部長
教育長	企画財政部長	都市建設部長
理事	市民部長	教育部長
	福祉部長	議会事務局長

別表第2（幹事会）

企画財政部	企画財政部長
	企画財政部次長
総務部	総務部次長
市民部	市民部次長
福祉部	福祉部次長
経済環境部	経済環境部次長
都市建設部	都市建設部次長
議会事務局	議会事務局主幹又は議会事務局長補佐
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
教育委員会教育部	教育部次長

別表第3（部会）

部会名	部会員
教育文化計画部会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 中央公民館長 美術館・郷土資料館長 体育課長 東部台文化会館長 監査委員事務局長
健康福祉計画部会	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長 市民課長 国保年金課長 健康管理課長
安全安心計画部会	生活課長 土木建設課長 土木管理課長 防災対策課長 本納支所長 議会事務局主幹又は議会事務局長補佐
都市環境計画部会	土木建設課長 都市計画課長 建築課長 都市整備課長 環境保全課長 農政課長 下水道課長
産業振興計画部会	農政課長 商工観光課長 資産税課長 収税課長 会計課長 農業委員会事務局長

別表第3（部会）（続き）

部会名	部会員
協働推進計画部会	企画政策課長 財政課長 市民税課長 総務課長 秘書広報課長 職員課長 管財課長 選挙管理委員会事務局長

茂原市総合計画策定方針

1 目的

この方針は、平成13年に策定された茂原市総合計画（平成13年度～令和2年度）が終了することから、今後のまちづくりを展望し、新しい時代の要求に対応した計画の策定に関し基本的な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 総合計画の構成及び目標年次

茂原市まちづくり条例第25条の規定により、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために必要な施策の大綱を定める計画をいい、令和12年度（2030）を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を受け、主要課題の解決を図るための基本的な施策を体系的に示す計画とする。計画期間は、令和3年度（2021）を初年度として令和7年度（2025）を目標年次とする5か年計画とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業の実施に関して定める計画とする。計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画とする。

3 茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合計画及び総合戦略の目的や政策の範囲は必ずしも同じではないが、人口減少の克服や地方創生は重要課題であることから、総合計画の中に総合戦略を組み込んで策定するものとする。

4 策定方法

(1) 総合計画の策定にあたっては、「茂原市総合計画策定会議」を設置し広く職員を参画させ、全庁を挙げてこれにあたるものとする。

(2) 広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進するものとする。

- ・茂原市総合計画審議会の設置
- ・市民アンケート調査
- ・市民ワークショップの実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・その他住民参加の促進に必要とする業務

5 策定期限

総合計画は、令和2年度中に策定するものとする。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

総合計画策定経過

1. 総合計画審議会

令和 元年 10 月 25 日	○第 1 回総合計画審議会 (大雨災害が発生し、市内避難指示発令に伴い中止) ・ 諮問
令和 元年 12 月 20 日	○第 1 回・第 2 回総合計画審議会 ・ 総合計画の策定方針、策定体制、スケジュール、基礎調査結果の報告 ・ 重点課題、将来都市像、人口推計の検討
令和 2 年 2 月 7 日	○第 3 回総合計画審議会 ・ 基本構想案の変更点、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告 ・ 将来都市像、今後力を入れるべき施策について検討
令和 2 年 3 月 24 日	○第 4 回総合計画審議会 ・ 総合計画案の変更点の報告 ・ 将来都市像、基本政策の検討
令和 2 年 4 月 28 日	○第 5 回総合計画審議会 (新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言に伴い延期)
令和 2 年 5 月 26 日	○第 5 回総合計画審議会 (新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言期間延長に伴い再延期)
令和 2 年 6 月 23 日	○第 5 回総合計画審議会 ・ 総合計画案の変更点の報告 ・ 将来都市像案の検討 ・ 基本計画案の検討 (教育文化、健康福祉)
令和 2 年 7 月 22 日	○第 6 回総合計画審議会 ・ 基本計画案の検討 (安全安心、都市環境)
令和 2 年 8 月 25 日	○第 7 回総合計画審議会 ・ 基本計画案の検討 (産業振興、協働推進)
令和 2 年 9 月 29 日	○第 8 回総合計画審議会 ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価報告 ・ 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討
令和 2 年 10 月 30 日	○第 9 回総合計画審議会 ・ 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討 ・ 答申

2. 総合計画策定会議

令和 元年 5月23日	○第1回総合計画策定会議 幹事会 ・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
令和 元年 5月27日	○第1回総合計画策定会議 ・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
令和 元年 10月23日	○第2回総合計画策定会議・幹事会（合同会議） ・総合計画審議会、策定方針、策定体制及び策定スケジュールについて ・基礎調査結果、市民アンケート結果の報告
令和 元年 12月11日	○第3回総合計画策定会議 幹事会 ・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
令和 元年 12月13日	○第3回総合計画策定会議 ・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
令和 2年 1月24日	○第4回総合計画策定会議 幹事会 ・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、 現総合計画の評価の報告 ・将来都市像の検討
令和 2年 1月27日	○第4回総合計画策定会議 ・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、 現総合計画の評価の報告 ・将来都市像の検討
令和 2年 3月12日	○第5回総合計画策定会議 幹事会 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像、基本政策の検討
令和 2年 3月16日	○第5回総合計画策定会議 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像、基本政策の検討
令和 2年 5月18日	○総合計画策定会議 部会ワーキンググループ会議（～5/27） ・6部会に分かれ、基本計画案の検討
令和 2年 7月10日	○第6回総合計画策定会議 幹事会 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
令和 2年 7月14日	○第6回総合計画策定会議 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
令和 2年 11月5日	○第7回総合計画策定会議 幹事会 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明

令和2年11月9日	○第7回総合計画策定会議 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
令和3年2月3日	○第8回総合計画策定会議 幹事会 ・パブリックコメントの結果報告 ・総合計画案の検討
令和3年2月5日	○庁議（第8回総合計画策定会議） ・パブリックコメントの結果報告 ・総合計画案（3か年実施計画含む）の決定

3. 茂原市議会

令和 元年 8月28日	○議員全員協議会 ・総合計画策定方針、市民アンケート結果の説明
令和 元年 12月18日	○令和元年度茂原市議会議員研修会 ・演題「これからの総合計画」 講師：総合計画審議会 関谷会長
令和 2年 1月24日	○総合計画特別委員会 ・総合計画策定方針、検討経過、審議会・アンケートの主な意見、人口推計、現総合計画の評価の報告
令和 2年 6月26日	○総合計画特別委員会 ・次期総合計画の検討状況、人口推計の報告
令和 2年 9月2日	○総合計画特別委員会 ・検討経過と今後のスケジュールについて報告 ・総合計画案の概要説明（基本構想、人口推計、基本計画）
令和 2年 11月17日	○総合計画特別委員会 ・総合計画案の概要（基本構想、基本計画、総合戦略）、今後のスケジュールについて説明
令和 3年 2月10日	○総合計画特別委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・総合計画案の説明
令和 3年 3月5日	○総合計画特別委員会 ・茂原市基本構想及び基本計画案の説明
令和 3年 3月18日	○本会議 ・茂原市基本構想及び基本計画を議決

4. 市民意見聴取・その他

平成 31 年 4 月	○策定作業開始
令和 元年 5 月 8 日	○総合計画策定会議設置要綱の改正
令和 元年 6 月 4 日	○総合計画策定方針の決定
令和 元年 6 月 28 日	○総合計画審議会条例の改正
令和 元年 7 月 12 日	○総合計画策定に係る市民アンケート調査の実施（～7/26） ・20 歳以上 無作為 3,000 人抽出（回収 801 回収率 26.7%）
令和 元年 7 月 15 日	○総合計画審議会委員の公募（～8/2） ・募集人員 3 名 応募者 11 名
令和 元年 9 月 10 日	○総合計画策定に係る高校生アンケート調査の実施（～9/30） ・市内 4 校の第 2 学年に在籍する生徒 854 人（回収率 100%）
令和 元年 10 月 31 日	○第 1 回総合計画策定市民ワークショップ ・「理想の茂原市」を考える
令和 元年 11 月 25 日	○第 2 回総合計画策定市民ワークショップ ・「理想の茂原市」を実現するための取り組みを考える
令和 元年 12 月 23 日	○第 3 回総合計画策定市民ワークショップ ・「行政ができること、市民ができること」を考える
令和 2 年 3 月 10 日	○各種団体・企業アンケート調査の実施（～3/31） ・市内 12 団体、3 社
令和 2 年 11 月 27 日	○パブリックコメント手続の実施（～12/28） ・意見等の受付人数及び件数 7 人 71 件